

## 別添

森林整備保全事業、自然公園等施設整備事業、災害緩衝林整備事業及び土砂・流木緊急除去事業の設計積算に係る端数処理等の取り扱いについて

三重県が発注する森林整備保全事業、自然公園等施設整備事業、災害緩衝林整備事業及び土砂・流木緊急除去事業の工事価格の算出では、下記の端数処理等を行います。

### 記

#### 1. 端数処理の取扱い

- ① 直接工事費は、工種ごとに円未満切り捨てとする。
- ② 1次単価表の合計金額÷単位数量＝単位当たり単価は有効数字4桁までとし、有効数字5桁目以降を切り上げるものとし、各構成要素の数量×単価＝金額は小数第2位までとし、3位以下は切り捨てる。
- ③ 内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。
- ④ 参考資料の合計金額÷単位数量については、有効数字4桁までとし、有効数字5桁目以降を切り捨てるものとし、数量×単価＝金額は円未満切り捨てとする。
- ⑤ 参考資料（施工パッケージ）における標準単価と構成比率等により算出される単価については、前項によらず、有効数字4桁までとし、有効数字5桁目以降を切り上げるものとする。
- ⑥ 機械損料及び労務費、材料費を補正する場合は以下のとおりとする。

機械損料	有効数字3桁（4桁目を四捨五入）
労務費	円未満切り捨て
材料	小数第2位まで（3位切り捨て）

- ⑦ 諸雑費の率計上は、円未満は切り捨てる。
- ⑧ 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- ⑨ 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- ⑩ 工事価格は、1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。

#### 2. 歩掛に補正を行う場合の取扱い

歩掛に補正を行う場合の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第2位までとし、3位以下を四捨五入する。

### 3. 適用基準

上記取扱いは以下の基準に適用する。

- ・ 森林整備保全事業標準歩掛
- ・ 自然公園等工事積算基準（自然公園編）
- ・ 民有林林道事業実施設計書作成基準
- ・ 治山設計の考え方
- ・ 森林整備保全事業設計積算要領の運用
- ・ 森林整備保全事業標準歩掛の運用
- ・ 間伐材合板型枠歩掛について

上記基準によらない場合は、それぞれの基準に定める端数処理等の取り扱いに基づき積算することとする。

### 4. 適用日

令和3年10月1日以降公告にかかるものとする。